

令和元年9月定例会

和歌山県議会議案

令和元年度和歌山県一般会計補正予算

令和元年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ767,217千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ580,184,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債の補正」による。

令和元年9月10日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 1,390,067	千円 18,770	千円 1,408,837
	2 負担金	1,370,085	18,770	1,388,855
9 国庫支出金		85,385,814	78,040	85,463,854
	1 国庫負担金	37,846,164	48,000	37,894,164
	2 国庫補助金	45,899,847	27,540	45,927,387
	3 委託金	1,639,803	2,500	1,642,303
12 繰入金		9,980,510	552,307	10,532,817
	2 基金繰入金	9,371,773	552,307	9,924,080
15 県債		85,433,400	118,100	85,551,500
	1 県債	85,433,400	118,100	85,551,500
歳入合計		579,417,653	767,217	580,184,870

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 28,142,802	千円 300	千円 28,143,102
	1 総務管理費	11,312,745	300	11,313,045
3 民生費		75,707,055	25,650	75,732,705
	2 児童福祉費	14,504,813	25,650	14,530,463
6 農林水産業費		25,772,622	5,200	25,777,822
	5 水産業費	3,562,219	5,200	3,567,419
8 土木費		97,780,315	722,700	98,503,015
	2 道路橋りょう費	54,395,478	496,000	54,891,478
	3 河川海岸費	22,125,100	201,700	22,326,800
	4 港湾費	6,704,768	25,000	6,729,768
10 教育費		109,882,485	13,367	109,895,852
	1 教育総務費	18,034,475	13,367	18,047,842
歳 出 合 計		579,417,653	767,217	580,184,870

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費			19,721
	4 林業費		19,721
		一般治山	19,721
合 計			19,721

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 令和元年度東京2020オリンピック聖火リレー運営	自 令和元年度 至 令和2年度 (2年)	<div style="text-align: right;">千円</div> 10,449

第4表 地方債の補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害緊急がけ崩れ対策	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">2,900</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和元年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共災害関連事業	千円 3,575,000	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和元年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
防 災 対 策 事 業	502,200	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 3,640,000	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和元年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
552,400	同上	同上	同上